

軽度者に対する福祉用具貸与について

平成 18 年 4 月より、軽度者（要支援 1・2、要介護 1）の方については、その状態像からみて使用が想定しにくい「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換機」「認知症老人徘徊感知機器」及び「移動用リフト(つり具の部分を除く)」更に、平成 24 年 4 月より「自動排泄処理装置」については（要介護 2・3 の方）原則として、福祉用具の貸与は認められていません。

ただし、医学的な所見に基づき福祉用具の貸与が必要であると認められる場合には、例外的に保険給付として算定できます。（別紙のフローチャートを参考にしてください）。

【平成 18 年 4 月介護保険法改正】

要介護認定等の訪問調査の「基本調査の結果」を用いて要否を判断することになります。種目ごとに判定方法が異なります。

【平成 19 年 4 月介護保険法改正より認められた例外的な給付】

「特殊寝台（付属品を含む）」「床ずれ防止用具及び体位変換器」「認知症老人徘徊感知器」

【平成 24 年 4 月介護保険法改正より認められた例外的な給付】「自動排泄処理装置」

いずれかを必要とする場合で、下記 の対象者として福祉用具の貸与を受けるには、まずは医師の意見に基づき判断され、次にサービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえていることを保険者である足立区が確認することが必要となります。

対象者(下記 ~ が医学的所見に基づいている方)

- ）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって頻繁に福祉用具が必要な状態に該当する者
- ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに福祉用具が必要な状態に該当することが確実に見込まれる者
- ）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

提出書類

- ・ 軽度者に係る福祉用具貸与に関する確認申請書
- ・ サービス担当者会議記録（介護給付第 4 表等） 医師からの医学的な所見を担当ケアマネが聴取し記入するとともに、利用者の身体状況や、福祉用具を使用することによって「どのような効果が得られるのか」等について具体的に記入する。
- ・ 主治医意見書または診断書のコピー（医師所見を直接聴取した場合は不要）
- ・ フローチャートにより認定（基本情報）調査結果（YES の場合は届出不要）

事務手続き

- ・ 上記 の書類を、介護保険課保険給付係に提出してください。
- ・ なお、例外給付の算定が認められた場合、申請届出日から給付対象となります。
- ・ 認定結果が出る前に、暫定で対象外種目を貸与する場合にも確認申請書を提出してください。
- ・ サービス開始から届出まで日数が経過した時、遅延届で遡及可能な場合もあります。
- ・ 新たに認定結果(更新含む)が出た場合には再度確認申請書を提出してください。

Q 1 : 申請書類が受理された日から介護保険適用であると認識しているが、廻りの可能な場合などありますか？

A 1 : 原則は、書類を提出し受理された日からとなる。但し更新の結果、軽度になった場合など、書類の提出が遅れた適切な理由（遅延理由書を提出）がある場合については廻りも可とします。

Q 2 : 届出内容の変更がある場合は再度書類を提出するのですか？

A 2 : その通り。再度提出していただきます。

Q 3 : (疾病が原因で福祉用具を借りたい場合) 医師の意見とは、病名が記入してあればいいですか？

A 3 : 病名や「ベッドが必要」とだけ記載されている場合は、貸与の必要性が確認できませんので、利用者の現在の身体状況や病気による影響、福祉用具を使うことで日常生活のどのような動作を可能とするのか等、なるべく具体的に記入してください。

また、医師に文書で照会する場合、貸与の必要性を「」で回答するだけでなく、医師が必要と判断する理由の記入をお願いします。

Q 4 : 今は布団を使用しているが、「立ち上がり時の高さが必要」「害虫等による被害を避けるため」などの理由により、特殊寝台を借りることはできますか？

A 4 : この場合には、まず一般寝台の利用から検討してください。医学的所見から一般寝台とは異なる機能（主に背上げ、足上げ機能）が必要であると判断される場合に、特殊寝台を検討することとなります。

Q 5 : 「一人暮らしの自立支援に必要」「廃用症状になるのを防止するため」というような理由で特殊寝台を借りることはできますか？

A 5 : 今後の予防的措置として借りる事例はふさわしくありません。「あればいい」ではなく、あくまで例外給付であるため、現状において「**真に必要とする**」場合に貸与の申請を行ってください。

Q 6 : 末期がんなどの心身状況が急速に悪化することが予想される方が軽度者の場合に、特殊寝台が必要な場合はいかがですか。

A 6 : 短期間のうちに例外給付の条件である起き上がりや寝返りが困難になることが確実に見込まれる場合には、経過記録に状況を記載をし速やかに申請をしてください。

Q 7 : 特殊寝台を借りる場合、サービス担当者会議記録等にどんな項目を記入すればよいのでしょうか。

A 7 : 誰が読んでもその必要性が伝わる内容であれば十分です。以下を参考にしてください。

特殊寝台（主に背上げ・足上げ機能）が必要な具体的な理由

一般寝台では対応できない理由

本人の病名・症状・身体状況（カテーテル・ストマ・床ずれ・浮腫等の有無、起き上がり・立ち上がり・寝返り等の状況）

本人の生活状況・家族状況・援助内容等

特殊寝台を使用することによって、改善が見込まれる場合の短期目標及び期間等

区分変更の検討及び区分変更しない場合の理由等

どのような効果が得られるのか

Q 8 : 申請にあたっての注意事項はありますか？

A 8 : 基本調査で該当する項目ではないのかをまず確認してください。申請書類の不備がないかなどを注意してください。